

○八幡市公の施設指定管理者条例施行規則

平成16年6月30日規則第15号

改正

平成17年4月13日規則第16号
平成19年2月15日規則第3号
平成20年7月16日規則第21号
平成23年10月14日規則第23号
平成27年10月22日規則第29号
令和6年11月18日規則第40号

八幡市公の施設指定管理者条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、八幡市公の施設指定管理者条例（平成16年八幡市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（募集）

第2条 市長は、指定管理者の公募においては、市役所掲示場への掲示、広報紙、ホームページへの掲載等必要な措置を講ずるものとする。

（申請資格）

第3条 指定管理者の申請ができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、法人格の有無は、問わないものとする。

- （1）法律行為を行う能力を有するもの
- （2）破産宣告を受けていないもの、又は破産宣告を受けて復権を得たもの
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定により一般競争入札等への参加を制限されていないもの
- （4）地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないもの
- （5）国税及び地方税を完納しているもの

（申請に要する書類）

第4条 条例第3条第2項に規定する申請にあたり申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）申請資格を有していることを証する次の書類

- ア 法人にあつては、登記簿謄本
- イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分を証する書類
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- エ 申請資格に関する申立書
- オ 国税及び地方税の納税証明書（募集日以後に交付されたものに限る。）又は納税義務が無い旨の申立書

（2）管理を行おうとする公の施設の事業計画書

（3）管理に係る収支計画書

（4）当該団体の経営状況を証明する書類

- ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれに相当する書類
- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- カ その他市長が必要と認める書類

（仮協定の締結）

第5条 指定管理者に選定された団体は、議会の議決を得たときに本協定が成立する旨を記載した協定書により、市長と仮協定を締結しなければならない。

（指定者の告示等）

第6条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するとともに当該指定管理者に通知するものとする。

（協定事項）

第7条 条例第6条第2項の協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）指定期間に関する事項
- （2）事業計画に関する事項
- （3）利用料金に関する事項
- （4）事業報告及び業務報告に関する事項
- （5）市が負担すべき管理費用に関する事項
- （6）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- （7）公の施設の管理に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
- （8）その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の記載事項)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後50日以内にその管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要と認める事項
(指定の取消し等)

第9条 条例第10条に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でない場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 指定の目的を達成する見込みが無いとき。
- (2) 協定の履行につき不正行為があったとき又は協定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により指定を受けたとき。
- (4) 条例若しくはこの規則又は指定管理者が管理する公の施設の管理に関する条例若しくは規則に違反したとき。
- (5) その他市長が指定の取消し等を必要と認めるとき。
(選定委員会の設置)

第10条 指定管理者の選定及び監督を適正に行うため、八幡市公の施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第11条 委員会は、市長が指定した者をもって組織する。

(委員長)

第12条 委員長は、総務部を所管する副市長とする。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、市長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第14条 委員会は、市の公の施設の指定管理者の選定に関することについて審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(調査等)

第16条 委員会は、指定管理者による管理の状況について当該公の施設の所管部に報告を求め、又は所管部に代わって調査することができる。

2 委員会は、条例の規定に基づき市長が指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずる場合、市長の諮問に応じ意見を述べるものとする。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所管課において処理する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年4月13日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年2月15日規則第3号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

2 この規則の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合において、この規則による改正後の各規則中会計管理者に係る規定は適用せず、この規則による改正前の各規則中収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年7月16日規則第21号抄)

(施行期日)

1 この規則は、八幡市組織条例の一部を改正する条例(平成20年八幡市条例第13号)の施行の日から施行する。

附 則(平成23年10月14日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年10月22日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年11月18日規則第40号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。
